

# 北海道漁業士制度実施要領

一部改正	昭和 61 年 11 月 14 日
一部改正	平成 6 年 12 月 14 日
一部改正	平成 10 年 8 月 20 日
一部改正	平成 12 年 9 月 18 日
一部改正	平成 13 年 12 月 10 日
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日
一部改正	平成 24 年 4 月 1 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	平成 29 年 3 月 21 日

## 第1 目的

新しい海洋秩序のもとで本道漁業の安定的発展を図るために、資源増大、漁業経営の安定、資源管理等の施策を積極的に進めることはもとより、高度で多様化する技術や知識を体得した資質の優れた地域漁業の担い手を育成することが極めて重要である。

このため、北海道漁業士の制度を設け、地域における自主的活動に励みと目標を与え、漁村の活性化に寄与させるものとする。

## 第2 称号の付与

知事は、地域漁業振興の中核となり得る漁業青年に対し北海道青年漁業士（以下「青年漁業士」という。）の称号を、現に優れた漁業経営を行い漁業振興及び漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている漁業者に対し北海道指導漁業士（以下「指導漁業士」という。）の称号を付与する。

## 第3 北海道漁業士の役割

- 1 青年漁業士は、地域活動リーダーとして必要な知識の研修を受け、水産技術普及指導所、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合青年部、漁業協同組合女性部と密接な連携のもとに地域活動の指導、援助、研修会の助言、指導等の役割を担うものとする。
- 2 指導漁業士は、地域漁業振興及び漁村生活の向上に関する助言及び指導並びに青年漁業士活動の援助、指導等の役割を担うものとする。

## 第4 北海道漁業士の資格要件

### 1 青年漁業士

次の各号に該当する者は、青年漁業士となる資格を有する。

- (1) 道が行う青年漁業士養成講座を履修した者又は知事がこれらと同等以上の資質を有すると認めた者
- (2) 推薦時における該当者の年齢が 40 歳以下で、一定の漁業従事経験を有し、かつ、将来とも漁業に従事して地域漁業の中核的推進者となると見込まれる者
- (3) 若い漁業者や漁家子弟等のグループ活動に積極的に参画し、中心的活動ができると見込まれる者

### 2 指導漁業士

次の各号に該当する者は、指導漁業士となる資格を有する。

- (1) 推薦時における該当者の年齢が概ね 55 歳以下で、高度な漁業技術及び経営管理能力を有し、かつ、既に地域で指導的役割を果たしている者
- (2) 漁村青少年の育成指導に積極的に参画し、かつ、理解と熱意を有する者

## 第5 北海道漁業士制度運営会議

青年漁業士及び指導漁業士（以下「漁業士」という。）の認定並びに漁業士制度の運営に関し、意見を聴取するため、「北海道漁業士制度運営会議」（以下「会議」という。）を開催することができる。

## 第6 北海道漁業士の認定手続

- 1 漁業士は、市町村長及び漁業協同組合長の推薦並びに水産技術普及指導所長の意見に基づき、知事が認定する。
- 2 知事は、現に認定されている青年漁業士について、前項に定める手続きを経て、指導漁業士への認定の移行を行うことができる。

## 第7 漁業士の認定期間

- 1 漁業士の認定期間は、それぞれの認定の日から、青年漁業士については満46歳、指導漁業士については満65歳の誕生日の属する年度終了日までとする。  
ただし、女性指導漁業士の認定期間については、当分の間、認定の日から満70歳の誕生に属する年度終了日までとする。  
また、青年漁業士の認定期間に指導漁業士として認定された場合は、指導漁業士に認定されたときをもって、青年漁業士の認定期間は終了したものとみなす。
- 2 知事は、第1項の規定にかかわらず、指導漁業士として認定した日から10年を経過する年度ごとに、当該年度末において、残りの認定期間が3年以上の者に対し、漁業士活動の継続についての意向を確認するものとする。継続する意思がない者については、認定期間を終了したものとみなす。

## 第8 北海道漁業士の認定者数

漁業士の認定者数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 青年漁業士  
1漁業協同組合管内 1名以上
- (2) 指導漁業士  
1漁業協同組合管内 1名以上
- (3) 指導漁業士（女性）  
1水産技術普及指導所管内 1名以上

## 第9 認定の取り消し

知事は、漁業士が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 漁業士としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 当該漁業士が辞退願を提出したとき
- (3) 当該漁業士が死亡したとき

## 第10 北海道漁業士の役割を担う活動に対する支援

知事は、北海道漁業士の役割を担う活動を助長するため、研修会の開催、技術交流の実施、指導用教材の配付等を行うほか、北海道漁業士の役割を担う活動に必要な助成措置を講ずるものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるもののほか、北海道漁業士制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。